

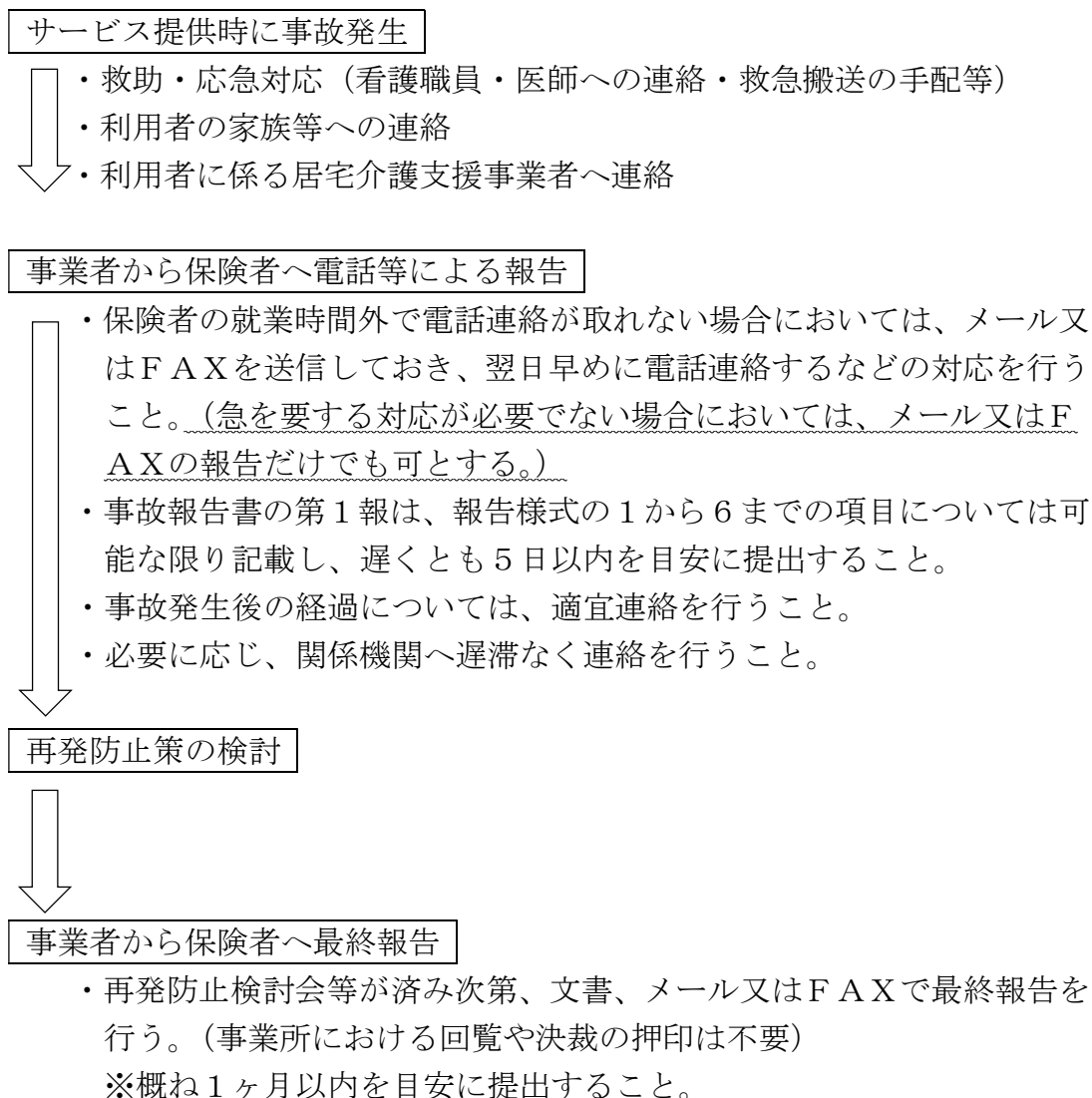
指定介護事業者における事故発生時の報告マニュアル

志布志市 保健課地域介護グループ

1 目的

指定介護事業者（以下「事業者」という）が、サービス提供時に発生した事故について、その内容や対応の状況を保険者に報告を行うことにより、事業者が保険者との連携を円滑に行い、事故に対する適切な対応や再発防止策を講じるとともに、介護サービスの安全と質の向上を図ることを目的とする。

2 報告のフロー図



3 事業者が事故報告を行う範囲

事業者は次の事由に該当する場合に保険者に対して報告を行うこととする。

(1) サービスの提供による利用者の怪我又は死亡事故の発生

(注1) 「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。

また、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は「サービスの提供中」に含まれる。

(注2) 怪我の程度については、医療機関で受診を要したものを原則とする。

(注3) 事業者側の過失の有無は問わない。

(注4) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告すること。

(2) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

(注) 利用者の処遇に関連するものに限る。（例：利用者からの預かり金の横領、送迎時の交通事故など）

(3) 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる場合

(注1) 報告の範囲については、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年老発第0222001）」に従って報告すること。

ア) 同一の感染症や食中毒による、又はそれらが疑われる死亡者や重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ) 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ) ア) 及びイ) に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長（管理者）が報告を必要と認めた場合

(注2) 感染症のうち新型コロナウイルス感染症については、報告の対象としない。

(注3) 事故報告の対象とならない場合であっても「介護現場における感染対策の手引き 第2版（令和3年3月厚生労働省老健局）」に従い、指定権者等への報告を要するものであること。

(4) その他、報告が必要と認められる事故の発生

※介護事故として報告すべきか判断に迷った際は、市へ問い合わせること。